

平成30年2月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

平成30年4月12日
総務企画課秘書広報係

平成30年2月定例県議会（代表質問）

○自民党県議団 吉松 源昭 議員

3月5日

①教員の働き方改革の意義と指針に盛り込む取組内容について

【教職員課】

〔 教員の働き方改革は、ややもすると単に教員が楽になるための取組みだと誤解を受ける恐れがある。そこで、改めて教員の働き方改革の意義と策定予定の指針に盛り込む具体的な取組内容について、教育長に問う。 〕

教員の働き方改革の意義は、長時間勤務を改善し、良好な職場環境を整備するとともに、このことを通じて、教員が一人一人の子供に丁寧に関わる時間を十分に確保し、ひいては本県教育の質の向上につなげることにあると考えています。

指針においては、ＩＣカードにより勤務時間を把握するシステムや、職員間の情報共有・一斉メール配信等の機能を有する校務支援システムを全県立学校に導入するとともに、部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部専門スタッフの活用促進などを盛り込む予定としています。

今後は、この指針に基づき、働き方改革の実現に向けて鋭意取り組んでまいります。

②保護者や地域の理解・協力について

【教職員課】

〔 働き方改革の目的や取組内容を正しく保護者や地域に伝えることが重要となるが、保護者や地域の理解・協力をどのようにして得ようとするのか、教育長に問う。 〕

教員の働き方改革の推進に当たっては、保護者・地域に対して、学校・教員を取り巻く現状や課題、働き方改革の意義や取組内容、そしてこれらの取組みが教育活動の充実につながることを十分に説明し、理解していただくことが重要であると考えています。

具体的には、定時退校日、部活動休養日や学校行事の精選などの取組みをわかりやすく説明したホームページや、保護者・地域向けのリーフレットを作成するとともに、ＰＴＡ等の関係団体に直接説明を行うなど、積極的な周知・啓発に努めてまいります。

③教員の勤務時間の把握について

【教職員課】

〔 具体的にどういった方法で教員の勤務時間を把握しようとしているのか、また、その適正化に向けてどう取り組んでいく考えなのか、教育長に問う。 〕

全県立学校において、客観的な勤務時間を把握するため、ＩＣカードを使って勤務時間を自動的に記録するシステムを導入する予定としています。

この勤務時間の正確な把握は、長時間勤務改善の前提となるものであり、研修会や教育委員会の学校訪問、職員面談など、機会あるごとに管理職及び教員に対して勤務時間把握と管理の意義を説明するとともに、取組みの趣旨や留意点等を記載したチラシを配布するなどして、一人一人の意識付けを徹底してまいります。

④県立高校における課外授業の在り方について

【高校教育課】

〔 教員の働き方改革が課題となる中、課外授業の在り方について、教育長の見解を伺う。 〕

課外授業については、生徒の学力向上や進路実現、教育費負担の軽減に意義を有しており、各学校の実態に応じ、生徒・保護者の願いに応える形で実施されてきたものと考えています。

一方で、学校現場が多忙化する中で、教師が健康に、かつ、やりがいを持って職務に従

事できる環境を構築するとともに、来たる大学入試改革などに着実に備える観点から、正規の教育課程はもとより、課外授業についても適切に見直しを図っていくことが必要と認識しています。

このため、各学校の課外授業の実態をよく把握し、その目的、内容、手続き、実施方法等の見直しを進め、働き方改革や入試改革、生徒・保護者のニーズの変化なども踏まえながら、一層効率的かつ効果的な課外授業へと転換されるよう、各学校を指導してまいります。

⑤部活動指導員の活用について

【体育スポーツ健康課】

〔 今後も部活動を意義ある教育活動として続けていくため、部活動指導員をどのように活用していくのかについて問う。 〕

部活動は、生徒にとって、心身の発達や人格形成などに資するとともに、教職員にとっても、学級や授業中には見ることのできない生徒の姿を把握できるなどの教育的意義があります。一方、部活動は休日の活動もあるなど、教員の負担の一因になっているとも認識しています。

このため、教員の負担軽減及び部活動の指導体制の充実の観点から、指導するスポーツや文化活動等に関する専門的な知識・技能と学校教育に対する理解を有する者を部活動指導員として任用し、主に、土日における練習や大会引率ができるよう配置してまいります。

また、将来を見据えた運動部活動の在り方については、国の動向や地域の実情を踏まえ、運動部活動と総合型地域スポーツクラブ等との連携や、地域人材のより有効な活用について、さらに研究してまいります。

⑥県立高校入試改革の方向性と中学校における英語の授業改善について

【高校教育課・義務教育課】

〔 英語に係る県立高校入試は、どのように改革する方向性であり、これに伴い、中学校の授業はどのように改善する必要があるのか、教育長に問う。 〕

今後、大学入試において、従来の「聞く」「読む」「書く」に加え「話す」技能の評価が本格的に導入される見込みであり、高等学校及び中学校においても、4技能の総合的な力を育成する授業改善が一層進められます。

県教育委員会としては、こうした状況を踏まえて、高校入試においても「話す」技能を含む学習成果を公正に判定する必要があると考えており、4技能を総合的に評価する学力検査の実施に向け、来年度から具体的な実施方法の検討に着手してまいります。

また、このような改革に対応するため、中学校においては、新たに、3年生全員に「英検I B Aテスト」を実施し、生徒や学校全体の英語力を把握した上で、授業における対話的な活動の充実を図ってまいります。

○民進党・県政県議団 富田 徳二 議員

3月5日

①常勤講師の給与体系の改正について

【教職員課】

〔 正規教員と常勤講師とでは、教科の指導法に違いがあるのか、あるいは、学級担任、部活指導などの職務内容において、何か違いがあるのか。そのうえで、本県においても現在設けている給料月額の上限を撤廃し、経験に見合った給与体系とすべきと考えるが、教育長の考えを問う。 〕

常勤講師は、学級担任や部活動指導など、正規の教諭に準じた職務に従事しています。

一方で、教務主任や学年主任といった校務分掌上設置する主任等には、法令上充てられないこととなっており、また、責任の度合いに基づく給料表の級も異なるなど、講師と正規の教諭とでは責任と処遇において違いがあります。

本県の常勤講師については、現在、その給料月額に上限を設けて任用していますが、力量のある常勤講師を確保していくためには、その者の経験に見合った給与水準で任用する必要があることから、昨年9月に行われた人事委員会報告の内容も踏まえて、給料月額の在り方について具体的に検討を進めています。

② 課外授業の適正化に向けた取組みについて

【高校教育課】

〔 課外授業の適正化を求める通知の内容の完全履行に向けて、県立高校及び県教育委員会として、現在までどのように取り組んでいるのか問う。 〕

県教育委員会では、昨年11月、課外授業の実施手続き、内容、会計処理及び教員の従事に関する留意事項を取りまとめ、各学校に通知を行い、適切な対応を求めたところです。

また、校長、副校長・教頭及び事務長の研修会などの機会を捉え、管理職に対して延べ6回にわたり、通知の趣旨を丁寧に説明するなど、各学校における見直しの取組みを指導しています。

各学校においては、こうした県教育委員会の指導を踏まえ、教職員はもとより、主催者であるPTA等の学校関係団体とも協議を行いながら、来年度の課外授業の適切な実施に向けて、通知に基づく改善の具体的な取組みを進めています。

③ 課外授業の実態調査及び適正化の取組みの具体について

【高校教育課】

〔 4月までに行われる予定の実態調査の目的、調査項目、並びにいつまでに調査を終え、どのように適正化を図るのか、具体的に問う。 〕

実態調査は、昨年11月の通知に基づく対応が各学校において適切に行われているか確認することを目的に実施するものです。

調査項目は、生徒・保護者に対する参加の意思確認の方法、正規の教育課程との区分の状況、担当教職員への意向確認の方法をはじめ、進学、就職時に推薦・表彰の要件にしていかなども把握することとしています。

今後、4月末までには各校の取組み状況の取りまとめを行うとともに、調査結果を踏まえた必要な指導を行い、課題のある学校については新年度以降、適正化が図られるよう努めてまいります。

④ 課外授業の会計処理の適正化について

【高校教育課・財務課】

〔 県内全ての県立高校において、課外授業の会計処理が適切に行われるよう、学校及び主催者であるPTA等に対して、通知の内容をどのように徹底するのか問う。 〕

適正な会計処理については、昨年11月の通知において、保護者負担の軽減、保護者同意の下での費用徴収、会計報告の実施、余剰金の処理等を各学校に指導したところです。

また、校長協会及び事務長会の役員に対して、会計処理上の留意事項を直接具体的に説明し、全校への周知徹底を要請したところです。

さらに今後、県立学校を訪問するなどして会計処理等の実態を把握し、改善が必要な点については指導を行うとともに、福岡県公立高等学校PTA連合会に対し、会計処理はもとより、課外授業の適正な実施に向けた協力を要請してまいります。

⑤ 課外授業の会計処理における事務長の位置づけについて 【財務課・高校教育課】

課外授業の会計処理についての権限が事務長に集中しているのではないかと、最高責任者である校長による事務長の指導・監督は行き届いているのか、県立高校における事務長の位置づけについて問う。

県立学校の事務長は、「福岡県立学校事務職員等の職の設置等に関する規則」において、「校長を助け、事務を統括する」と定められており、最高責任者である校長を補佐する立場にあります。

また、校長は、「学校徴収金等取扱要綱」において、課外費などの学校徴収金の全般について掌握し、その執行に当たり、事務長をはじめとする関係教職員に対して必要な指示や監督を行うものと定め、例年、通知等により周知を図っているところです。

今後も、校長がリーダーシップを発揮し、その管理監督のもと、会計処理が適切に行われるよう県立学校長会や県立学校事務長会の会議などの場で指導してまいります。

○ 公明党 二宮 眞盛 議員

3月6日

① 小中学校における医療的ケアの状況について

【義務教育課】

政令市を除く県内の小・中学校における日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の状況とそれに伴う看護師の配置状況はどうなっているのか、また、看護師の配置について今後、県としてどのように対応するのか、教育長に問う。

本年度の5月1日現在、県内において日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒は、小学校で2人、中学校で7人の計9人ですが、看護職員の配置はなされておらず、保護者が対応しています。

小中学校においても、医療的ケアを必要とする児童生徒への教育環境の整備は重要であり、昨年度から看護職員配置に係る国の補助制度が創設されたことを踏まえて、ニーズに応じた制度の活用を市町村に働きかけてまいります。

② 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の現状と成果について

【義務教育課】

県立特別支援学校における特別支援学校医療的ケア体制整備事業の現状と成果について教育長に問う。

本年度は、医療的ケアを必要とする児童生徒が14校に85名在籍しており、31名の看護職員を配置しています。

事業開始時と比較して、対象となる児童生徒数は53名増加しており、医療的ケアを必要とする児童生徒の就学機会が拡大するとともに、校内での常時待機を要していた保護者の負担軽減が図られています。

③ 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の課題と今後の対応について

【義務教育課】

県立特別支援学校における特別支援学校医療的ケア体制整備事業の課題と今後の対応について教育長に問う。

医療的ケアの実施においては、緊急時の迅速かつ正確な対応が求められ、その内容も高度化、複雑化していることから、看護職員の適切な配置とその確保が課題となっています。

このため、現在、児童生徒5人に対し1名としている看護職員の配置基準について、その弾力化を図り、医療的ケアの内容や頻度等に応じた配置を行いたいと考えています。

また、職員の技量等に応じた処遇の改善にも取り組んでまいります。

④医療的ケア児の県立高校入学に対する対応の現状と今後について 【高校教育課】

〔 医療的ケア児の県立高校入学に対する対応の現状と今後について、教育長の見解を伺う。 〕

県立高校においては、受験の際や学校生活において特別の配慮が必要と思われる生徒が受験する場合には、中学校長から当該生徒の状況の報告を受け、必要な対応を検討しています。

その際、当該高校及び中学校の職員、当該生徒及び保護者の四者による協議を行い、関係者間の意思疎通を丁寧に図りながら、配慮の必要性や内容を決定しています。

今後とも、平成28年3月に作成した「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」に基づき、適切な配慮や支援を行ってまいります。

⑤小中高の連携による英語教育の推進について 【義務教育課】

〔 英語教育の小中高の連携について、聞く・話す・読む・書くの4技能を統合した活動を取り入れた授業づくりの具体的な対応策について、教育長に問う。 〕

学習指導要領の改訂に伴い、高等学校及び中学校においては、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能の総合的な力を育成するための授業改善が一層求められることとなります。

このため、県教育委員会としては、小中高の連携による英語教育を先行的に進めてきた研究指定校の成果を踏まえ、対話的な活動を重視したカリキュラム編成の手引きや、技能別の到達目標、いわゆるCAN-DOリストのモデルを作成し、学校間の接続を重視した授業づくりを支援してまいります。

⑥小学校における外国語指導助手の配置状況と今後の対策について 【義務教育課】

〔 小学校における外国人ALT教員の配置状況と今後の対策について、教育長に問う。 〕

現在、54市町村において計174名の外国語指導助手、いわゆるALTが任用されており、小学校でも活用をされています。

今回の英語教育の教科化・早期化に伴い、小学校におけるALTの必要性が高まることから、地方財政措置に基づき適切な配置がなされるよう市町村に強く促してまいります。

なお、市町村による配置が十分とはいえない小学校においては、県が任用しているALTを優先して派遣することで、適切な英語教育を実施してまいります。

⑦小学校教員の英語研修について 【義務教育課】

〔 小学校教員の英語研修について、英語指導に当たる小学校教員の課題解決のため英語研修をどのように進めているのか、現状と将来構想について、教育長に問う。 〕

小学校においては、まずは音声に慣れ親しみ、楽しみながらコミュニケーションを図ろうとする態度を育成した上で、段階的に「読む」「書く」を加え、教科としての指導を充実させることが必要と考えています。

このため、県教育委員会においては、平成27年度から、こうした発達段階を踏まえた英語教育の在り方や指導方法等について実践的に学ぶ研修を実施し、各小学校における英語教育推進の中核となる教員を900名、育成してきました。

さらに、当該教員を対象として、新たに語学力の習得に重点を置いたスキルアップ研修を集中的に実施し、小学校における指導体制の強化を図ってまいります。

①【参考】白杖シグナルの普及啓発に向けた更なる対策の実施と、県内の心のバリアフリーの向上について（知事答弁） 【障がい福祉課・義務教育課】

〔 白杖シグナルの普及啓発に向けた更なる対策の実施と、県内の心のバリアフリーの向上について知事の決意を尋ねる。 〕

このため、これまでの対策に加えて、白杖シグナルの普及促進のシンボルマークを活用して、県や市町村の広報媒体を通じた周知、また公共交通機関における広告など、広く県民の皆様はこの白杖シグナルをご理解いただけるよう、県盲人協会と連携して取り組みをすすめてまいります。

本県は、障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、今年度、障がい者差別解消条例を施行しました。

現在、条例に基づき、事業分野別の合理的配慮等のガイドラインの作成に取り組んでいるところです。その中において白杖シグナルや、基本理念である心のバリアフリーについても盛り込んでまいります。

また、心のバリアフリーを広げていくためには、子どもの頃からその意識を醸成していくことが重要です。

このため、教育庁と連携して、障がいのある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するとともに、障がいのある方との交流学习なども進めてまいります。

②子どもたちの朝食摂取率の実態について 【体育スポーツ健康課】

〔 子どもたちの朝食摂取率の実態はどのようになっているのか。 〕

「平成29年度全国学力・学習状況調査」における質問紙調査によると、「朝食を毎日食べている、あるいはどちらかといえば食べている」と回答した子どもの割合は、本県の小学校では93.0%となっており、年々低下傾向にあります。

このため、現在、家庭への働きかけに加えて、学校における食育の充実を通じて、保護者、子どもの意識を高め、朝食摂取率の向上に努めているところです。

③子どもの基本的生活習慣の育成について 【社会教育課】

〔 生活習慣を定着させるためには、保護者がその必要性を認識することが重要。県教育委員会では、子どもの基本的生活習慣の育成のために、どのような取り組みを行っているのか。 〕

これまで、県教育委員会では、県PTA連合会と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」運動や「“新”家庭教育宣言」事業に取り組んでまいりました。

また、本年度からは、新たに県社会教育主事や子育てマイスター、保育士などによる「家庭教育支援チーム」を組織し、学校、子育て支援施設、公民館等に派遣する事業を開始しました。その中で、保護者を対象に基本的生活習慣を身に付けるための講話や実習、相談・交流活動等を通じた啓発を行っています。

本年、2月末現在において、18チームを県内43市町村、162箇所へ派遣しています。派遣人数は延べ727人、参加保護者は約3,400人となっています。

今後も県PTA連合会等と連携し、基本的生活習慣の確立に向けて、取り組みを広げてまいります。

④大学入試改革を見据えた本県教育の在り方について 【高校教育課・義務教育課】

〔 大学入試改革を見据え、どのような方針の下、どのような具体的な取組を行って
いくのか。教育長に問う。 〕

県教育委員会では、3年後の大学入試改革に積極的に対応するため、各教科・科目の知識・技能の習得のみならず、思考力・判断力・表現力等の育成に向け、小・中・高校の教育活動全般を見通した改革に取り組む必要があると考えています。

今後、小・中・高連携の下、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、高校入試の改革などを推進し、英語力、課題解決力などのグローバル化に対応する資質・能力を育成してまいります。

⑤本年度、本県体力合計点が全国平均値を上回った要因について【体育スポーツ健康課】

〔 本年度、全区分において体力合計点が全国平均値を上回った要因について問う。 〕
要因は大きく2点と分析しています。

1点目は、国の体力テスト並びに本県独自の体力調査の結果をもとに、各学校が子供の実態を把握し、授業改善に活用したこと、また、体育主任を対象とした研修会において、小中連携した体力向上に係る取組みを共有することで、指導力の向上が図られてきた結果と考えています。

2点目は、これまで10年間実施してきていますスポコン広場の実施や、各学校の体力向上プランに位置付けた「1校1取組」運動の実施により、児童生徒の運動やスポーツに対する意欲関心が高まり、習慣化が図られてきた結果であると考えています。

⑥学力と体力の相関関係について 【体育スポーツ健康課】

〔 学力と体力の相関関係についてどのように捉えているか問う。 〕

現段階では、公的な機関による分析はなされていません。

しかしながら、一部の研究者からは、相関関係があるという結果が報告されており、また、本県においても、体力向上の取組みを行った結果、学力が向上したという学校があることから、学力と体力との間に、何らかの相関関係の可能性があると考えています。

⑦学力・体力・心を相乗的に向上させていく取組みについて 【体育スポーツ健康課】

〔 今後、子供たちの学力・体力・心を相乗的に向上させていく取組みについて、県
として調査・研究を進める予定はないか問う。 〕

県教育委員会では、スロージョギング等の継続的な運動を通して体力を向上させ、そのことが学力や学ぶ意欲、自尊感情、向上心、チャレンジ精神などに及ぼす影響について、今年度から調査研究を進めているところです。

今後は、この調査研究についての分析を進めるとともに、その結果に基づき、施策や指導に生かしてまいりたいと考えています。

⑧郷土の偉人に関する学習について 【義務教育課】

〔 郷土の偉人の功績等について、学校現場において、地域の皆さんの力も借りなが
ら、伝えてほしいと思うが、教育長の見解を問う。 〕

将来、国際社会で活躍できる日本人の育成のためには、グローバルな視野と同時に、わが国や郷土の歴史、伝統文化への深い理解と社会の発展に貢献する高い志を持たせることが重要であると考えます。

こうした態度は、地域の方々の協力を得ながら、先人の功績について調べたり、地域の文化的行事に参加することなどにより、効果的に育成されるものであり、多くの市町村教

育委員会では、このような学習に資する「郷土の人物伝」等の資料を作成し、道徳や総合的な学習の時間などでの活用にも供しているところです。

県教育委員会としては、今後とも、地域の学習資料等を活用した効果的な指導が積極的・計画的に行われるよう、教員研修等を通して指導してまいります。

平成30年2月定例県議会（一般質問）

○公明党 西尾 耕治 議員

3月7日

①学校におけるカラーユニバーサルデザイン、CUDの状況と今後の取組みについて

【義務教育課】

〔 本県の学校現場におけるカラーユニバーサルデザインの取組状況と、今後の推進について問う。 〕

現在、小・中・高等学校においては、県教育委員会が作成した手引きに沿って「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」を進めており、教材をコントラストのはっきりした配色にしたり、板書の際は白や黄色など識別しやすいチョークを用いるなど、色覚特性に対応したCUDにも取り組んでいます。

CUDは、色覚的に配慮を要する児童生徒はもとより、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業や、安全安心な教室環境につながるものであるため、今後、教職員の研修に体系的に位置付け、さらなる理解促進と実践力の向上を図ってまいります。

②子供の読書活動の推進について

【義務教育課・社会教育課】

〔 現在の子供の読書活動はどのような状況なのか、また、県としての方向性を教育長に問う。 〕

現在、小中学校においては、「鍛ほめ福岡メソッド」の考え方を取り入れ、全校一斉の朝読書の外、推薦図書リスト作成や読書目標の設定、図書委員による下級生への読み聞かせなど、創意工夫しながら取組みを進めています。

また、地域では公立図書館が中心となり、小学生を対象とした家庭での読書「うちどく」や中学生を対象とした「読書活動サポーター養成事業」等に取り組んでいます。

今後とも、こうした成果を県内に広く普及することで、学校や家庭における読書活動の充実を図ってまいります。

③読書手帳を活用した読書の啓発について

【義務教育課・社会教育課】

〔 読書手帳などのようなものを使って、読書の啓発をしていくような工夫が必要かと思いますが、教育長の見解を問う。 〕

読書手帳は、自分が読んだ本の記録等を記載したノートであり、目標とする読書量を自分で設定し、その結果を振り返ることにより、読書に対する意欲を高める効果があると考えられます。

このため、県内の公共図書館等では、13市町村の25館で「読書手帳」などを活用した取組みが行われており、今後、県立図書館等を通じて他の市町村へ情報提供するとともに、学校図書館の利用記録との連携・共有に努めてまいります。

④LLブックの導入状況と今後の取組みについて

【義務教育課・社会教育課】

〔 LLブックのわが県での現在の導入状況と、今後、どのように取り組もうとしているのか、教育長に問う。 〕

学校図書館においては、LLブック等の配備はまだ進んでいませんが、今後、障がいや日本語能力等に応じた支援が必要な児童生徒の読書意欲を向上させ、読書習慣の形成を図るためには、こうした図書を配備していくことが有効であると考えています。

なお、県立図書館にもLLブックが所蔵され、一部学校への貸出しができるようになっていしますので、今後こうした取組みを充実し普及に努めてまいります。

○民進党・県政県議団 渡辺 美穂 議員

3月7日

①学習指導要領の改訂に伴う授業時数の増加への対応について

【義務教育課】

今回の指導要領改訂に伴って授業数の増加や休み時間の短縮などを行う学校がどの程度出てくるのか、教育委員会として把握しておく必要があると思うが、教育長の考えを問う。

今回の改訂により、平成32年度から小学校の3年生以上の学年では、概ね週1時間の授業時数を増加させる必要があるため、現在、各学校において、それぞれの実情を踏まえ、授業時数確保の在り方が検討されているところです。

今後、県教育委員会としては、新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校における時間割設定の見通しや長期休業の状況等を把握し、教育効果とともに負担面も考慮した教育課程の具体的事例について情報提供してまいります。

②教員の負担について

【義務教育課】

教育委員会として学習指導要領改訂による教師の負担増について、どのように認識しているのか、教育長に問う。

学習指導要領の改訂に際しては、全ての教員が、各教科の新たな目標、指導内容や教材等について十分に研究することが求められるため、県教育委員会としても、教員への支援と負担軽減に取り組む必要があると考えています。

具体的には、改訂のポイントをまとめ、指導の手引きを作成することで、内容の理解や授業準備への支援を行っています。

特に、小学校の英語教育に関しては、モデルとなるカリキュラムや、授業で使用できる音声教材等を提供し、教育課程編成や教材研究に係る負担の軽減を図っているところです。

③超過勤務時間削減の具体的な方法について

【教職員課】

どのような方法で超過勤務時間の削減を実現するのか、具体的な方法について教育長に問う。

長時間勤務改善の前提となる勤務時間の正確な把握について、県立学校においてはICカードを用いた方法により来年度から実施する予定としており、市町村立学校においても適正な把握がなされるよう、市町村教育委員会に対して働きかけてまいります。

また、会議の見直しや情報の共有化等の業務改善を一層推進するとともに、部活動指導員やスクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの効果的な活用に早急に取り組み、超過勤務時間の削減に努めてまいります。

併せて、現在、教員研修体系の見直しを進めていますが、その中で、初年度に集中している初任者研修については、その内容を3年程度に分散させ、講師経験や能力等に応じた免除規定を設けることを検討することとしています。

○民進党・県政県議団 今井 保利 議員

3月7日

①スマートフォン等の情報端末の適正利用について

【義務教育課】

〔 小・中学校では、スマートフォン等の学校への持ち込みを原則禁止するなどの対応がとられていると聞いているが、その適正利用についてどのように指導しているのか、教育長に問う。 〕

本県の公立小中学校では、スマートフォン等の情報端末の利用について、道徳、総合的な学習の時間、技術・家庭科の授業などにおいて、その利便性ととも、長時間の使用による健康や学業への影響及びネットトラブル等について指導をしているところです。

また、小学校3年生以上の全児童生徒を対象に、保護者も参加する規範意識育成のための学習会を実施しており、そのテーマの一つとしてインターネットの適正利用を取り上げています。

②本県のネットいじめの状況と相談体制について

【義務教育課】

〔 本県の小中学校におけるネットいじめの状況といじめ等の児童生徒の悩みに対応する相談体制はどうなっているのか、教育長に問う。 〕

平成28年度における本県のネットいじめの状況は、公立小学校で44件、中学校で144件、計188件となっており、前年度に比べ93件増加しています。

県教育委員会では、現在、ネットいじめ等の児童生徒の悩みへ対応するために、スクールカウンセラーの全公立中学校への配置等により学校の教育相談体制の強化を図るとともに、24時間体制の電話相談「ホットライン24」を実施しています。

また、今後新たにメールによる対応を行うことで、相談体制の更なる充実を図ってまいります。

③SNSを活用したいじめ等の相談体制について

【義務教育課】

〔 他県ではSNSを活用した相談の実践研究が行われているが、このことについてどのように認識しているか、教育長に問う。 〕

現在、児童生徒のコミュニケーション手段としてSNSが広く普及しており、これを活用することで児童生徒が抵抗なく相談先を求めることが期待できると考えます。

ただし、SNSでは、悩みに対して「共感」や「寄り添い」などを通して深く関わっていくことに限界があり、いかに電話・対面による相談へと繋げ、解決を図るかが課題と考えています。

今後は、他県での実践事例を研究し、本県における適切な相談体制の在り方について検討してまいります。

○民進党・県政県議団 原中 誠志 議員

3月8日

①「明治維新百五十年」の取組みについて

【社会教育課・文化財保護課】

〔 「明治維新百五十年」にあたり、記念すべき事業を取り組むべきだと考えるが、教育長の見解を問う。 〕

県教育委員会では、平成25年度に、九州歴史資料館において幕末期の太宰府に関する企画展を開催しました。現在は、県立図書館の郷土資料コーナーにおいて「福岡の幕末維新」についての関連図書を紹介する取組みを行っているところです。

今後とも、市町村や郷土の歴史を研究している団体等と連携しながら、取組みを検討し

てまいります。

②小中学校における郷土史教育について

【義務教育課】

〔 小中学校において、旧藩時代の歴史、郷土の偉人、先達者など、郷土の歴史を次代に引き継ぐための教育をどのように進めているのか、教育長に問う。 〕

小中学校においては、社会科や道徳、総合的な学習の時間などで身近な歴史上の人物を取り上げ、先人の働きへの理解と尊敬の念、郷土の歴史に対する愛情などを深めています。

こうした学習に活用するために、多くの市町村教育委員会で作成されている郷土資料に

はやかわいさむ のむらぼろとうに

おいては、例えば、早川勇、野村望東尼など、それぞれの地域にゆかりの深い人物が取り上げられています。

③高校における郷土史教育について

【高校教育課】

〔 県内の公立高校において、それぞれの地域の郷土の歴史を学ばせることについて、教育長の見解を問う。 〕

高校では、小・中学校教育で培った基礎を踏まえ、地理歴史科などの授業において、世界の歴史と関連付けながら我が国の歴史の展開を大きくつかませることになっています。

その上で、地域や各学校の実情に応じ学校設定科目やホームルーム活動、部活動において、地域社会の歴史や先人達の業績などに関する探究に取り組んでいる高校もあり、今後とも、このような活動を通して、高校生の郷土の歴史についての興味・関心を喚起してまいる考えです。

○民進党・県政県議団 佐々木 允 議員

3月9日

①田川地区の県立高校の現状に対する認識について

【企画調整課】

〔 地区の県立高校の志願状況が低迷している現状に対して、どのように認識しているのか、教育長の所見を問う。 〕

田川地区では、志願割れが続いている学校があり、厳しい志願状況ですが、これは、学校の魅力が中学生や保護者にしっかりと届いていないことや、以前と比べて相対的に魅力が低下しているものと考えています。

県教育委員会としては、田川地区の県立高校が将来に渡って、中学生や保護者から選ばれ、地域での重要な役割を果たし続けられるよう、魅力ある学校づくりに努める必要があると考えています。

②志願状況改善のための取組みについて

【企画調整課】

〔 県教育委員会としては、これまで地区の県立高校の志願状況改善のためにどのような取組みを行ってきたのか、また、取組みの拡充の必要性について、どう考えているのか、教育長に問う。 〕

県教育委員会としては、これまで、各学校が進学や就職などのニーズに応じた取組みを十分に実施できるよう、人的措置や経費的支援、施設・設備の整備などを行ってきたところですが、志願割れの解消には結びついていないことから、今後とも、県立高校の魅力向上の取組みを、より一層進めていく必要があると考えています。

③中学生や保護者への効果的な広報について

【企画調整課】

学校に様々な取組みを無闇にさせるのではなく、生徒や地域に対する広報の改善が必要であり、結果的に教員の負担軽減にも繋がると考えるが、教育長の見解を伺う。

学校における魅力向上の取組みを、志願状況の改善に繋げていくためには、その内容や成果について、中学生や保護者にしっかりと伝えることが重要です。

このため、学校が自校の特色を、よりの確かつ効果的に中学校や生徒・保護者に伝えられるよう、学校の広報担当者の技術向上、広報媒体の工夫など、広報活動の充実に努めてまいりたいと考えています。

また、今後は、各学校の取組みを下支えするため、県教育委員会としても、県立高校の教育方針や特色などを県民に積極的にアピールし、県立高校全体のイメージアップに努めてまいります。

④地区の生徒から選ばれる県立高校のあり方について

【企画調整課】

地区の県立高校4校のそれぞれが、進学や就職といった進路希望に十分にこたえられる環境となるべく、これまで以上の取組みを進めるべきと考えるが、教育長の認識及び今後の取組みを伺う。

これまで、田川地区においては、県立高校再編整備により、県内唯一の総合型産業高校である田川科学技術高校を開校し、学科の枠を超えた科目選択が可能となる総合選択制を取り入れるなど、職業教育の充実に努めてまいりました。

また、普通科高校については、田川高校における授業改善の推進のための研究開発や、東鷹高校における生徒の幅広い進学ニーズに応じたクラス編成などに取り組んでいます。

また、医療・福祉分野の従事者の割合が高いという地域の特色を踏まえ、西田川高校において、専門学校等との連携により、看護師を志す生徒の進学支援の取組みを行っています。

今後も、地区の県立高校4校が、多様な生徒の進路希望にしっかりと対応し、地域の信頼を得ることが必要であると考えています。

そのため、県教育委員会としては、各学校の実情を十分に把握した上で、地域の中学生や保護者のニーズに応えられるよう、それぞれの特色を強化するとともに、各学校の特色を生かした連携を進めることにより、地区の県立高校全体の魅力向上に努めてまいります。

○真政会 古川 忠 議員

3月12日

①運動部活動の現状と地域スポーツとの連携について

【体育スポーツ健康課】

自民党のスポーツ立国調査会からの「運動部活動の抜本改革に関する緊急提言」が提出され、学校の運動部活動と地域スポーツを一体化させることが柱になっているようだが、学校の運動部活動の現状と地域スポーツとの連携について教育長の認識を伺う。

運動部活動は、現在、学校教育の一環として、その指導は、原則として学校の教員が行っています。

現状を見ると、生徒側の問題として、少子化により多様な部活動が存続できなくなり、一方、指導者側の問題として、競技経験のない種目を担当することによる心理的負担や、

休日を含む長時間勤務などの課題が指摘されています。

このような課題を解消するためには、地域の実情を踏まえ、運動部活動と地域スポーツとの連携や、部活動指導員をはじめとした地域人材の活用を推進する必要があります。そのためには、県内各地域において、総合型地域スポーツクラブなど、運動部活動の受け皿となる環境が整備されることが重要であると考えています。

○民進党・県政県議団 岩元 一儀 議員

3月12日

①県立特別支援学校知的障がい教育部門高等部の就職状況と課題について

【義務教育課】

県立特別支援学校知的障がい教育部門高等部に在籍する生徒の就職希望者と就職状況はどうなっているのか、また、現状で何が課題であると考えられるのか教育長に問う。

昨年度は卒業生323名のうち、就職希望者は138名、就職決定者は111名となっており、今年度も前年度並みの状況を見込んでいます。

生徒の自立を促進するためには、これまで以上に企業との連携やキャリア教育の充実を図るなど、就職に向けた取組みの工夫・改善を図っていくことが喫緊の課題であると考えています。

②北九州市立特別支援学校「北九州中央高等学園」に対する所見について

【義務教育課】

北九州市立特別支援学校「北九州中央高等学園」についてどのような所見を持っているのか教育長の認識を問う。

北九州中央高等学園では、県内でも先進的な取組みとして、企業等から派遣された専門家による技術指導や校内技能検定を実施するなど、企業への就職に向けた取組みが行われており、高い就職決定率を挙げていると聞いています。

県立特別支援学校においても、北九州中央高等学園における取組みを参考に、生徒に就労に必要な実践的な技能を身に付けさせ、職業生活への意欲や自信を高めることを通じて、就職決定率の向上を目指してまいります。

③特別支援学校現場実習強化事業の内容と評価及び特別支援学校技能検定開発事業の種目について

【義務教育課】

特別支援学校現場実習強化事業の内容と今日までの評価について教育長に問う。
また、特別支援学校技能検定開発事業がビルクリーニング1種目だけなのはなぜなのか教育長に問う。

特別支援学校現場実習強化事業では、昨年度から特に就職状況の厳しい知的障がい教育部門高等部3校の2年生を対象に、学校と企業が連携して繰り返し実習を行うデュアルシステム型現場実習を導入しました。未だ就職状況の結果は出ていませんが、就職希望率は、昨年度と比較して22.7%から29.5%と6.8ポイント向上しています。

また、今回の技能検定は、国家検定であるビルクリーニング技能をモデルとして特別支援学校の生徒用に作成するものですが、その国家検定を運営している公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会の協力が得られるとともに、就職先としてもビル、工場、店舗など多方面からの求人が見込めるため、先行して開発することとしたものです。

④就職決定率向上に向けた更なる充実強化のための取組みについて 【義務教育課】

〔 県立特別支援学校知的障がい教育部門高等部における就職先の確保や就職決定率の更なる充実強化のためどう取り組んでいくのか教育長に問う。 〕

今後、県教育委員会としては、これまでの勤労観、職業観を育てる取組みの充実に加え、昨年度から実施している特別支援学校現場実習強化事業及び、来年度から実施する特別支援学校技能検定開発事業を通して、生徒に実践的な技能と就職に向けた明確な目標や自信を持たせるなど、一般企業への就労につながる取組みを充実強化してまいりたいと考えています。

○民進党・県政県議団 吉村 敏男 議員

3月12日

①タイ・バンコク都との高校生交流について

【高校教育課】

〔 本県とタイ・バンコク都の高校生が実施している交流事業について、教育長はどのように評価しているか、教育長の見解を問う。 〕

国際交流などの異文化体験を通じて多様な価値観に触れ、国際的な視野を育むことはますます重要になっています。

バンコク青少年海外派遣プログラムの参加者には、タイの生徒が授業中に積極的に発言することに驚いたり、改めて日本の良さに気付いて「世界の国々に貢献したい」との高い志をもつようになる者もあり、実体験を伴う交流の意義は大きいものと考えています。

②本県とタイの高校の姉妹提携について

【高校教育課】

〔 本県とタイの高校が姉妹提携を結ぶことについて、教育長の考えを問う。 〕

今年度、タイ教育省から県教育委員会に対し、本県との交流を希望する現地高校の情報提供があり、現在、県立高校側の希望等を調査しています。

今後、両者の希望状況の調整を図り、インターネットを利用した交流やホームステイなど、具体的な取組みにつながるよう支援してまいりたいと考えています。

③県立高校のタイへの修学旅行について

【高校教育課】

〔 タイへの修学旅行を呼びかけることについて、教育長の考えを問う。 〕

本県と友好提携を締結し、幅広い分野で交流を重ねているバンコク都をはじめ、タイを高校生が訪問することは、教育上意義があるものと考えています。

一方、修学旅行においては、生徒の安全が最優先であるところから、今後、外務省の海外安全情報の動きを伝えつつ、各学校の修学旅行の特色化、多様化に向けた一つの選択肢として検討を促してまいりたいと考えています。